

平成23年度における下請法等の運用状況及び企業間取引の公正化への取組（概要）

平成24年5月30日
公正取引委員会

第1 下請法の運用状況

1 下請法違反行為に対する勧告等

(1) 平成23年度の勧告件数は平成16年4月の改正下請法施行以降最多の18件。このうち、製造委託等^(注1) 15件、役務委託等^(注2) 3件。製造委託等15件のうち10件が卸・小売業者によるプライベートブランド商品等の製造委託に係るもの。

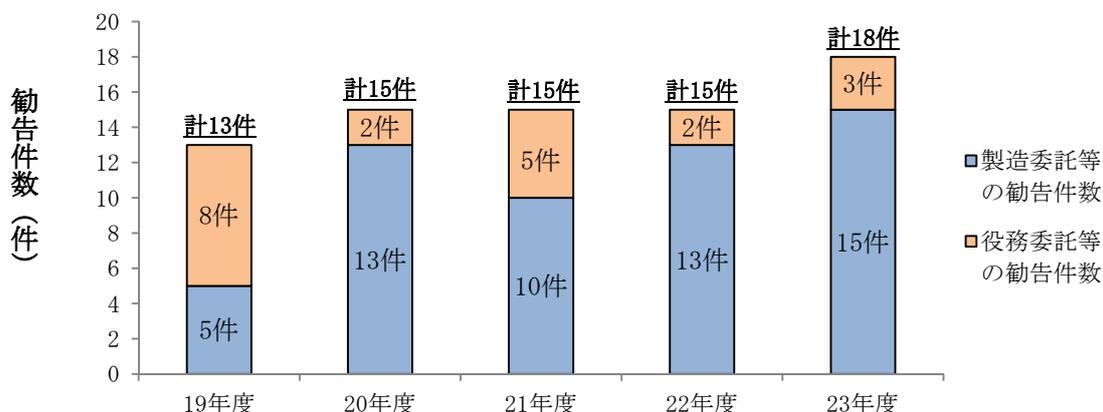
勧告の対象となった違反行為類型の内訳は、下請代金の減額が18件、返品及び不当な経済上の利益の提供要請が各3件、受領拒否及び有償支給原材料等の対価の早期決済が各1件^(注3)（平成16年4月の改正下請法施行以降、受領拒否及び有償支給原材料等の対価の早期決済に対しては初の勧告。）。

(注1) 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注2) 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

(注3) 1つの勧告事件において複数の違反行為類型について勧告を行っている場合があるので、違反行為類型の内訳の合計数と勧告件数（18件）とは一致しない。

【勧告件数の推移】



(2) 平成23年度の指導件数は過去最多の4,326件（製造委託等3,317件、役務委託等1,009件）。

【指導件数の推移】



問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部

下請取引調査室 電話03-3581-3374（直通）（主に、第1関係）

企業取引課 電話03-3581-3373（直通）（主に、第2関係）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

2 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

(1) 下請代金の減額事件

下請事業者6,391名に対し、総額17億1417万円の減額分を返還した。

返還を行った親事業者数	返還を受けた下請事業者数	返還の年度総額
86名	6,391名	17億1417万円

(2) 返品事件

下請事業者118名から、総額12億4937万円相当の商品を引き取った。

引取りを行った親事業者数	引取りを受けた下請事業者数	引取りを行った商品の年度総額
4名	118名	12億4937万円

(3) 下請代金の支払遅延事件

下請事業者1,953名に対し、総額1億6661万円の遅延利息を支払った。

支払を行った親事業者数	支払を受けた下請事業者数	支払の年度総額
78名	1,953名	1億6661万円

(4) 不当な経済上の利益の提供要請事件

下請事業者70名に対し、総額4906万円の利益提供分を返還した。

返還を行った親事業者数	返還を受けた下請事業者数	返還の年度総額
5名	70名	4906万円

(5) 受領拒否事件

下請事業者27名から、総額4033万円相当の商品を受領することとした。

受領することとした親事業者数	受領を受けることとなった下請事業者数	受領することとした商品の年度総額
2名	27名	4033万円

(6) 有償支給原材料等の対価の早期決済事件

下請事業者11名に対し、総額249万円の負担分を返還した。

早期決済を行った親事業者数	返還を受けた下請事業者数	返還の年度総額
1名	11名	249万円

3 勧告事件に係るフォローアップ調査

過去に勧告を行った案件の中から、6件について、勧告後における親事業者の下請法遵守状況を把握するためフォローアップ調査を実施した。

第2 下請法等違反行為の未然防止及び企業間取引の公正化への取組

1 下請法等に係る講習会・説明会等

(1) 基礎講習会の実施

下請法の基礎的な説明を行う入門的な講習会を平成23年度から新たに実施した。同年度においては、全国30会場で実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会の実施

公正取引委員会は、下請法の普及・啓発を図るため、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、中小企業庁と共同して、下請法の概要等を説明する下請取引適正化推進講習会を全国各地で実施している。平成23年度においては、当該講習会を47都道府県60会場（うち公正取引委員会主催分は27都道府県33会場）で実施した。

(3) 応用講習会の実施

下請取引適正化推進講習会の受講者など下請法に関する一定の知識を有する者に対しては、より具体的な事例研究を中心とする講習会を実施している。平成23年度においては、全国5会場で実施した。

(4) 業種別講習会の実施

過去に下請法及び優越的地位の濫用規制の違反がみられた業種、各種の実態調査で問題がみられた業種等に一層の法令遵守を促すことを目的として、業種別講習会を実施している。平成23年度においては、合計41回（広告業界向け2回、ソフトウェア業界向け2回、物流事業者と取引のある荷主向け14回、フランチャイザーの本部・経営指導員向け9回、大規模小売業者向け3回、加工食料品卸売業者向け11回）の講習会を実施した。

(5) 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の説明会の実施

優越的地位の濫用行為の未然防止を図るためには、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を広く周知することが必要である。平成23年度においては、39回の説明会を実施した。

2 下請法等に係る相談・指導

(1) 下請法等に係る相談・指導

下請法及び優越的地位の濫用規制に係る窓口相談を受け付けており、平成23年度においては9,422件に対応した。

(2) 公取委による中小事業者のための移動相談会の実施

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、公正取引委員会事務局及び地方事務所等の所在する都市に限らず、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて相談受付等を行う相談会を行っている。平成23年度においては、全国33か所で実施した。

(3) 東日本大震災に関する相談対応及びQ & Aの公表

東日本大震災に関連して独占禁止法や下請法に関する個別具体的な相談が155件（平成24年3月末時点。）寄せられ、これらに迅速に対応した。また、相談者と同様の状況に直面している事業者に広く情報提供を行うことにより、違

反行為の未然防止を図る観点から、東日本大震災に関連して寄せられた主な質問や想定される問題に対する考え方を東日本大震災に関するQ&Aとして取りまとめてホームページ上で公表した。これに併せて個々の相談や違反の疑いに関する申告（情報提供）の窓口を掲載した。さらに、その後に寄せられた質問等で参考となるものについて、その考え方を取りまとめQ&Aを随時、迅速に追加・更新した。

3 親事業者に対する下請法遵守のための年末要請

毎年11月、親事業者及び関係事業者団体に対する下請法の遵守の徹底等について要請しているところ、平成23年度においては、約3万6千名（親事業者約35,200名及び事業者団体約640団体）に対し要請した。

4 優越的地位の濫用規制に関する実態調査等

(1) 金融機関と企業との取引慣行に関する調査（平成23年フォローアップ調査）

金融機関と借り手企業との取引がどのような実態にあるかを検証するための調査を実施し、その結果を公表した（6月15日）。

調査結果によると、金融機関から各種要請を受けたことがあるという借り手企業の回答の割合及び各種要請に対し自らの意思に反して応じたという借り手企業の回答の割合は、いずれも、平成18年の調査に比べて相当程度減少した。

(2) フランチャイズ・チェーン本部との取引に関する調査

本部と取引している加盟者が経営しているであろう店舗10,000店に対する実態調査を実施し、その結果を公表した（7月7日）。

調査結果によると、加盟者からの回答の中には、フランチャイズ・ガイドライン等に照らして独占禁止法上問題となるおそれのある又は取引適正化の観点から留意すべきと考えられる事例が多くみられた。当該調査結果を踏まえ、本部と加盟者の取引の公正化を推進し、違反行為の未然防止を図る観点から、本部及び本部の経営指導員に対する業種別講習会などの取組を実施した。

(3) 食料品製造業者と卸売業者との取引に関する実態調査

食料品製造業者10,752名及び食料品卸売業者495名を対象に実態調査を実施し、その結果を公表した（10月17日）。

調査結果によると、卸売業者から優越的地位の濫用につながり得る行為を受けていたと考えられる食料品製造業者の存在がうかがわれ、また、その背景として、卸売業者が取引先小売業者から要請等を受けて食料品製造業者に不当な要請等を行っている場合があり、大規模小売業者が問題行為のいわば発生源となっている構造の存在がうかがわれた。当該調査結果を踏まえ、食料品製造業者と卸売業者の取引及び卸売業者と大規模小売業者の取引の公正化を推進し、違反行為の未然防止を図る観点から、卸売業者及び大規模小売業者に対する業種別講習会などの取組を実施した。

(4) 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

物流事業者30,253名に対する書面調査を実施した。また、荷主と物流事業者の取引の公正化を推進し、違反行為の未然防止を図る観点から、物流事業者と取引のある荷主に対する業種別講習会を実施した。

平成23年度における下請法等の運用状況及び企業間取引の公正化への取組

平成24年5月30日
公正取引委員会

第1 下請法の運用状況

1 下請法違反被疑事実に係る情報収集のための取組状況

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にある。

このため、公正取引委員会では、次のとおり、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な書面調査を実施するなどして、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を情報提供しやすい環境整備に取り組むことにより、違反行為の発見のために積極的な情報収集に努めてきている。

(1) 書面調査の実施（第1表参照）

書面調査は、資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者38,503名（製造委託等^(注1) 25,082名、役務委託等^(注2) 13,421名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者212,659名（製造委託等150,312名、役務委託等62,347名）を対象に実施した^(注3)。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

（注3）中小企業庁においても同規模の書面調査を実施している。

第1表 書面調査の実施状況

年 度	親事業者調査(名)	下請事業者調査(名)
平成23年度	38,503	212,659
製造委託等	25,082	150,312
役務委託等	13,421	62,347
平成22年度	38,046	210,166
製造委託等	24,782	147,692
役務委託等	13,264	62,474
平成21年度	36,342	201,005
製造委託等	24,502	121,692
役務委託等	11,840	79,313

また、下請事業者を対象とした書面調査の実施に際しては、情報源が親事業者に決して知られることのないよう秘密を厳守していること、定期的な書面調

査等を情報源として多くの下請法違反行為の是正措置を採っていること、下請事業者が被った不利益の原状回復の状況を調査票に記載することにより、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を情報提供することが特別でないことを理解してもらい、回答しやすい環境の整備に努めている。

(2) 申告関係

申告した下請事業者が親事業者に特定されることがないように、申告に係る情報を厳重に管理するとともに、その旨を下請事業者向けの書面調査や下請事業者向けのパンフレットの配布等を通じ周知するなど、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を申告しやすい環境を整備することに努めつつ、情報提供を促している（申告に基づく新規着手件数については第2表参照）。

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は4,554件（製造委託等3,448件、役務委託等1,106件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが4,494件（製造委託等3,409件、役務委託等1,085件）、下請事業者等からの申告によるものが56件（製造委託等35件、役務委託等21件）、中小企業庁長官からの措置請求によるものが4件（全て製造委託等）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件の処理件数は4,636件（製造委託等3,510件、役務委託等1,126件）であり、このうち、4,344件（製造委託等3,332件、役務委託等1,012件）について勧告又は指導の措置を講じている。

(7) 勧告

勧告件数は平成16年4月の改正下請法施行以降最多の18件であり、このうち、製造委託等に係るものが15件、役務委託等に係るものが3件である。製造委託等15件のうち10件が食料品、衣料品等の卸・小売業者によるプライベートブランド商品等の製造委託に係るものであり、前年度に引き続き、卸・小売業者による製造委託に係る勧告の件数・割合が大きくなっている（前年度は勧告15件のうち製造委託に係るもの13件。このうち10件が卸・小売業者に対するもの。）。

勧告の対象となった違反行為類型の内訳については、下請代金の減額が18件、返品及び不当な経済上の利益の提供要請が各3件、受領拒否及び有償支給原材料等の対価の早期決済が各1件となっている。なお、受領拒否及び有償支給原材料等の対価の早期決済に対する勧告は、平成16年4月の改正下請法施行以降初めての事案である（平成16年4月の改正下請法施行

以降における勧告状況については別紙参考資料2を参照)。勧告事件の概要については別紙1のとおりである。

(イ) 指導

指導件数は4,326件（製造委託等3,317件，役務委託等1,009件）であり，これは，昭和31年の下請法施行以降，過去最多となっている。指導を行った主な事件の概要については別紙2のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

年 度	新規着手件数				処理件数				
	書面調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措置			不問	計
					勧告 (注)	指導 (注)	小計		
平成23年度	4,494	56	4	4,554	18	4,326	4,344	292	4,636
製造委託等	3,409	35	4	3,448	15	3,317	3,332	178	3,510
役務委託等	1,085	21	0	1,106	3	1,009	1,012	114	1,126
平成22年度	4,509	145	4	4,658	15	4,226	4,241	369	4,610
製造委託等	3,154	84	3	3,241	13	2,977	2,990	205	3,195
役務委託等	1,355	61	1	1,417	2	1,249	1,251	164	1,415
平成21年度	3,728	105	2	3,835	15	3,590	3,605	254	3,859
製造委託等	3,064	58	0	3,122	10	2,963	2,973	189	3,162
役務委託等	664	47	2	713	5	627	632	65	697

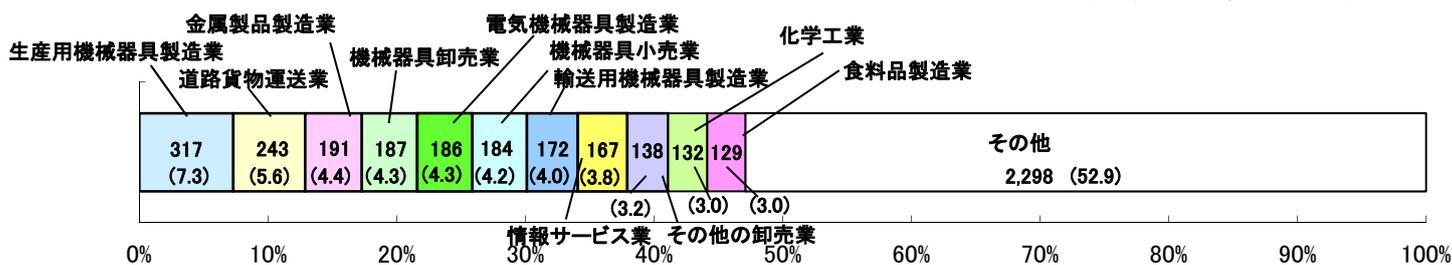
(注) 勧告又は指導を行った事件の中には，複数の委託取引において違反行為が認められたものがあるが，本表においては，当該事件の違反行為が主として行われた委託取引に区分して，件数を計上している。

ウ 措置件数の業種別内訳

下請法違反事件に係る措置件数（勧告又は指導を行った事件の件数をいう。以下同じ。）を業種別にみると，生産用機械器具製造業の件数が最も多く（317件，7.3%），道路貨物運送業（243件，5.6%），金属製品製造業（191件，4.4%）がこれに続いている（第1図参照）。

第1図 措置件数（4,344件）の業種別内訳

[単位：件，（%）]



(注1) 業種は，日本標準産業分類中分類による。以下同じ。

(注2) () 内の数値は措置件数全体に占める比率である。

(2) 下請法違反行為の類型別件数（第3表参照）

ア 勧告又は指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると、発注書面の交付義務等を定めた手続規定に係る違反（下請法第3条又は第5条違反）が4,528件、親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反（下請法第4条違反）が2,286件となっており、前年度に比べて、手続規定違反が29件減少（前年度比0.6%減）と若干改善されたものの、実体規定違反が331件増加（前年度比16.9%増）し過去最多となっている。

イ 実体規定違反行為の類型別内訳としては、①下請代金の支払遅延が1,328件（実体規定違反行為の類型別件数の延べ合計の58.1%）、②手形期間が120日（繊維業の場合は90日）を超える長期手形等の割引困難なおそれのある手形の交付（以下「割引困難手形」という。）が280件（同12.2%）、③下請代金の減額が189件（同8.3%）等となっており、前年度と同様の傾向にある。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件，（%）]

年 度	手 続 規 定			実 体 規 定												合計
	書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
平成23年度	3,813 (84.2)	715 (15.8)	4,528 (100)	38 (1.7)	1,328 (58.1)	189 (8.3)	34 (1.5)	166 (7.3)	86 (3.8)	45 (2.0)	280 (12.2)	52 (2.3)	68 (3.0)	0 (-)	2,286 (100)	6,814
製造委託等	3,010 (85.0)	531 (15.0)	3,541 (100)	31 (1.9)	840 (51.3)	156 (9.5)	31 (1.9)	132 (8.1)	51 (3.1)	44 (2.7)	264 (16.1)	40 (2.4)	47 (2.9)	0 (-)	1,636 (100)	5,177
役務委託等	803 (81.4)	184 (18.6)	987 (100)	7 (1.1)	488 (75.1)	33 (5.1)	3 (0.5)	34 (5.2)	35 (5.4)	1 (0.2)	16 (2.5)	12 (1.8)	21 (3.2)	0 (-)	650 (100)	1,637
平成22年度	3,833 (84.1)	724 (15.9)	4,557 (100)	8 (0.4)	1,281 (65.5)	176 (9.0)	9 (0.5)	93 (4.8)	59 (3.0)	20 (1.0)	224 (11.5)	47 (2.4)	38 (1.9)	0 (-)	1,955 (100)	6,512
製造委託等	2,765 (85.0)	489 (15.0)	3,254 (100)	8 (0.6)	809 (59.6)	136 (10.0)	9 (0.7)	67 (4.9)	40 (2.9)	20 (1.5)	205 (15.1)	36 (2.7)	28 (2.1)	0 (-)	1,358 (100)	4,612
役務委託等	1,068 (82.0)	235 (18.0)	1,303 (100)	0 (0.0)	472 (79.1)	40 (6.7)	0 (0.0)	26 (4.4)	19 (3.2)	0 (0.0)	19 (3.2)	11 (1.8)	10 (1.7)	0 (-)	597 (100)	1,900
平成21年度	3,300 (89.6)	384 (10.4)	3,684 (100)	25 (1.6)	790 (51.5)	107 (7.0)	14 (0.9)	113 (7.4)	67 (4.4)	42 (2.7)	300 (19.5)	49 (3.2)	28 (1.8)	0 (-)	1,535 (100)	5,219
製造委託等	2,748 (90.0)	307 (10.0)	3,055 (100)	24 (1.9)	594 (47.3)	84 (6.7)	14 (1.1)	97 (7.7)	51 (4.1)	38 (3.0)	288 (22.9)	44 (3.5)	22 (1.8)	0 (-)	1,256 (100)	4,311
役務委託等	552 (87.8)	77 (12.2)	629 (100)	1 (0.4)	196 (70.3)	23 (8.2)	0 (-)	16 (5.7)	16 (5.7)	4 (1.4)	12 (4.3)	5 (1.8)	6 (2.2)	0 (-)	279 (100)	908

(注1) 1つの事案において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数とは一致しない。

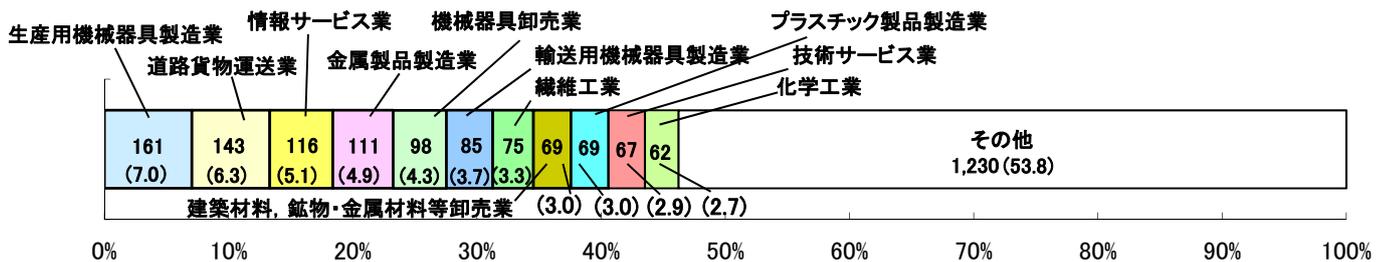
(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(注3) () 内の数値は各手続規定違反又は各実体規定違反の全体の件数に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入したため、合計は必ずしも100とまらない。

ウ 実体規定違反件数を業種別にみると、生産用機械器具製造業が計161件（7.0%）と最も多く（第2図参照）、同製造業の違反行為の類型別内訳をみると、下請代金の支払遅延が85件、割引困難手形が41件となっており、全業種の中で割引困難手形の件数が最も多くなっている（別紙参考資料1の図1及び図2参照）。

第2図 実体規定違反件数（2,286件）の業種別内訳

[単位：件，（%）]



(注) () 内の数値は実体規定違反件数全体に占める比率である。

(3) 製造委託等に係る処理状況

製造委託等に係る措置件数は3,332件であり、平成22年度の2,990件から342件増加（前年度比11.4%増）した（第2表参照）。

ア 違反行為の業種別件数

製造委託等における措置件数を業種別にみると、生産用機械器具製造業（317件）が最も多く、金属製品製造業（191件）及び機械器具卸売業（187件）がこれに続いている（第1図参照）。

イ 違反行為の類型別比率

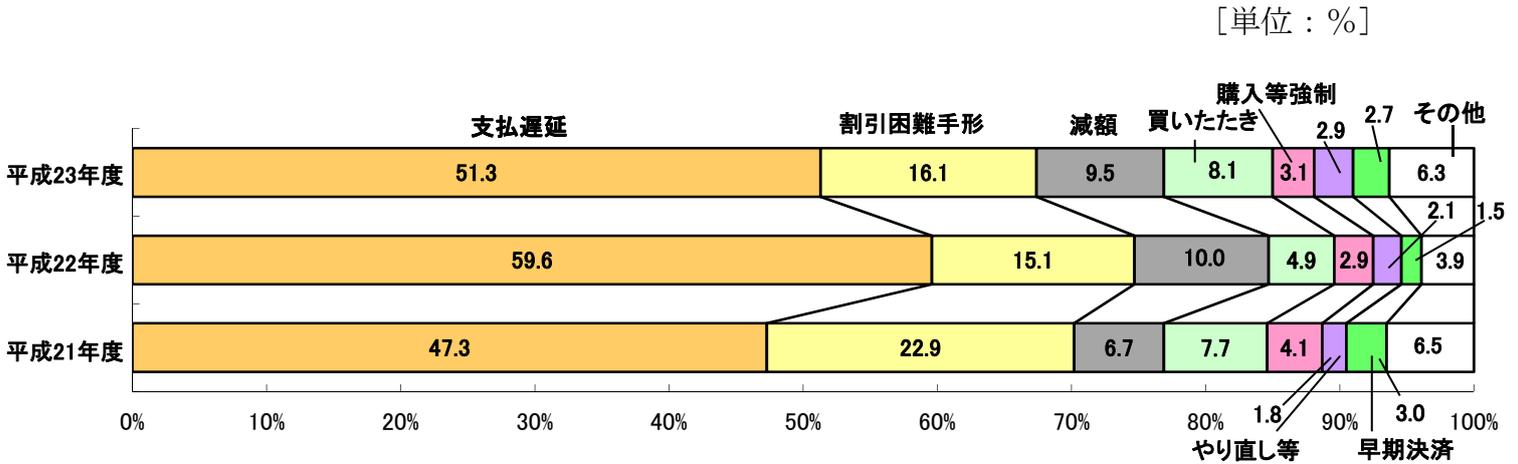
(7) 手続規定違反の内訳

手続規定違反行為の類型別件数をみると、書面交付義務違反が85.0%、書類保存義務違反の割合が15.0%となっている（第3表参照）。

(イ) 実体規定違反の内訳

実体規定違反行為における類型別件数の占める割合が高い順にみると、下請代金の支払遅延（51.3%）、割引困難手形（16.1%）、下請代金の減額（9.5%）の順となっており、後記(4)の役務委託等に比べて割引困難手形及び下請代金の減額の違反の割合が高くなっている（第3図参照）。

第3図 製造委託等に係る実体規定違反行為の内訳



(4) 役務委託等に係る処理状況

役務委託等に係る措置件数は1,012件であり、平成22年度の1,251件から239件減少（前年度比19.1%減）した（第2表参照）。

ア 違反行為の業種別件数

役務委託等における措置件数を業種別にみると、道路貨物運送業（243件）が最も多く、情報サービス業（167件）がこれに続いている（第1図参照）。

イ 違反行為の類型別比率

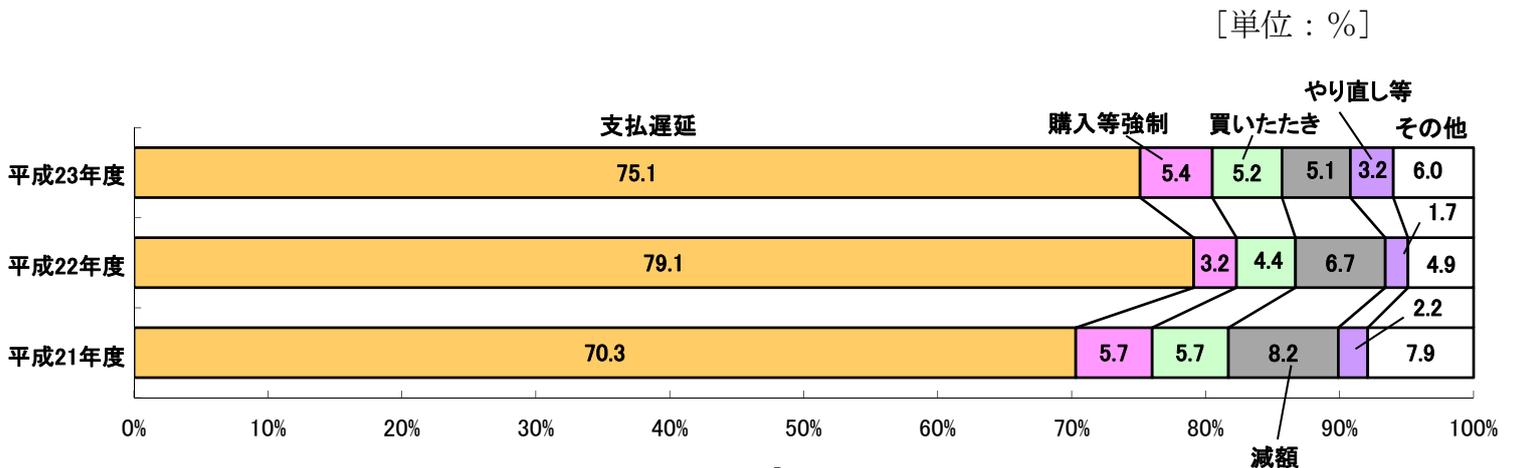
(7) 手続規定違反の内訳

手続規定違反行為の類型別件数をみると、書面交付義務違反が81.4%、書類保存義務違反の割合が18.6%となっている（第3表参照）。

(イ) 実体規定違反の内訳

実体規定違反行為における類型別件数の占める割合が高い順にみると、下請代金の支払遅延（75.1%）、親事業者指定の商品・サービス等を強制的に購入・利用させる購入等強制（5.4%）、買いたたき（5.2%）の順となっており、前記(3)の製造委託等に比べて下請代金の支払遅延の違反の割合がより高くなっている（第4図参照）。

第4図 役務委託等に係る実体規定違反行為の内訳



(5) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

ア 下請代金の減額事件（勧告又は指導を行ったもの）においては、親事業者は、下請事業者6,391名に対し、総額17億1417万円の減額分を返還した（第4表参照）。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

項目 年度	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額
平成23年度	86名	6,391名	17億1417万円
平成22年度	98名	4,356名	10億3145万円
平成21年度	61名	2,160名	4億8116万円

イ 返品事件（勧告又は指導を行ったもの）においては、親事業者は、下請事業者118名から総額12億4937万円相当の商品を引き取った（第5表参照）。

第5表 返品事件における商品の引取り状況

項目 年度	引取りを行った 親事業者数	引取りを受けた 下請事業者数	引取りを行った 商品の年度総額
平成23年度	4名	118名	12億4937万円
平成22年度	1名	3名	1億3985万円

ウ 下請代金の支払遅延事件（指導を行ったもの）においては、親事業者は、下請事業者1,953名に対し、総額1億6661万円の遅延利息を支払った（第6表参照）。

第6表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

項目 年度	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額
平成23年度	78名	1,953名	1億6661万円
平成22年度	89名	3,420名	2億8238万円
平成21年度	61名	2,737名	1億790万円

エ 不当な経済上の利益提供要請事件（勧告又は指導を行ったもの）においては、親事業者は、下請事業者70名に対し、総額4906万円の利益提供分を返還した（第7表参照）。

第7表 不当な経済上の利益の提供要請事件における利益提供分の返還状況

項目 年度	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額
平成23年度	5名	70名	4906万円
平成22年度	1名	59名	4175万円
平成21年度	1名	22名	1709万円

オ 受領拒否事件（勧告又は指導を行ったもの）においては、親事業者は、下請事業者27名から総額4033万円相当の商品を受領することとした（第8表参照）。

第8表 受領拒否事件における商品の受領状況

項目 年度	受領することとした 親事業者数	受領を受けることとな った下請事業者数	受領することとした 商品の年度総額
平成23年度	2名	27名	4033万円

カ 有償支給原材料等の対価の早期決済事件（勧告を行ったもの）においては、親事業者は、下請事業者11名に対し、総額249万円の負担させた分を返還した（第9表参照）。

第9表 有償支給原材料等の対価の早期決済事件における負担分の返還状況

項目 年度	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額
平成23年度	1名	11名	249万円

(6) 勧告事件に係るフォローアップ調査

公正取引委員会は、下請法違反として勧告を行った親事業者を対象に、その後の下請法の遵守状況を把握するため、フォローアップ調査を実施している。平成23年度においては、平成19年度に勧告を行った2件及び平成20年度に勧告を行った4件の計6件^(注)について、親事業者6名の勧告後における下請法遵守状況についてフォローアップ調査を実施したところ、次のとおり下請法遵守に向けた取組がみられた。

ア 親事業者6名に対するヒアリング等調査を行った結果、全ての親事業者が下請法遵守のための研修を実施しているほか、下請法の遵守状況に関する内部監査の実施や減額行為が再発しない発注・支払システムを構築するなどの

取組もみられた。

イ 下請事業者に対するアンケート調査及びヒアリング調査を行った結果、勧告後において親事業者6名が違反行為を行っているとする回答は無く、また、親事業者6名の勧告後における下請事業者への対応については、発注の書面化が徹底されるようになった、単価について下請事業者の意見を十分に聞くようになったなど、下請法遵守のための取組を行っている状況が確認された。

(注) 平成19年度及び平成20年度に勧告を行った28件から、減額金額の規模及び違反行為類型等を勘案し、6件を選定した。

第2 下請法等違反行為の未然防止及び企業間取引の公正化への取組

下請法等の運用に当たっては、違反行為を迅速かつ効果的に排除することはもとより、違反行為を未然に防止することも重要である。

このような観点から、公正取引委員会は、次のとおり各種の施策を実施するなどして、違反行為の未然防止等を図っている。

1 下請法等に係る講習会・説明会等

(1) 基礎講習会の実施

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の受講者からの初心者向けの講習を受けたいとの要望等を踏まえ、下請法の基礎的な内容の説明を行う「下請法基礎講習会」を、平成23年度から新たに実施した。

同年度においては、全国30会場で実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会の実施

公正取引委員会は、下請法の普及・啓発を図るため、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、中小企業庁と共同して、下請法の概要等を説明する下請取引適正化推進講習会を全国各地で実施している。

平成23年度においては、当該講習会を47都道府県60会場（うち公正取引委員会主催分は27都道府県33会場）で実施した。

(3) 応用講習会の実施

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の受講者からの応用的な内容について講習を受けたいとの要望等を踏まえ、当該講習会の受講者など下請法に関する一定の知識を有する者を対象として、より具体的な事例研究を中心とする「下請法応用講習会」を実施している。

平成23年度においては、全国5会場で実施した。

(4) 業種別講習会の実施

過去に下請法及び優越的地位の濫用規制の違反がみられた業種、各種の実態調査で問題がみられた業種等に一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい例を用いて説明を行う「業種別講習会」を実施している。

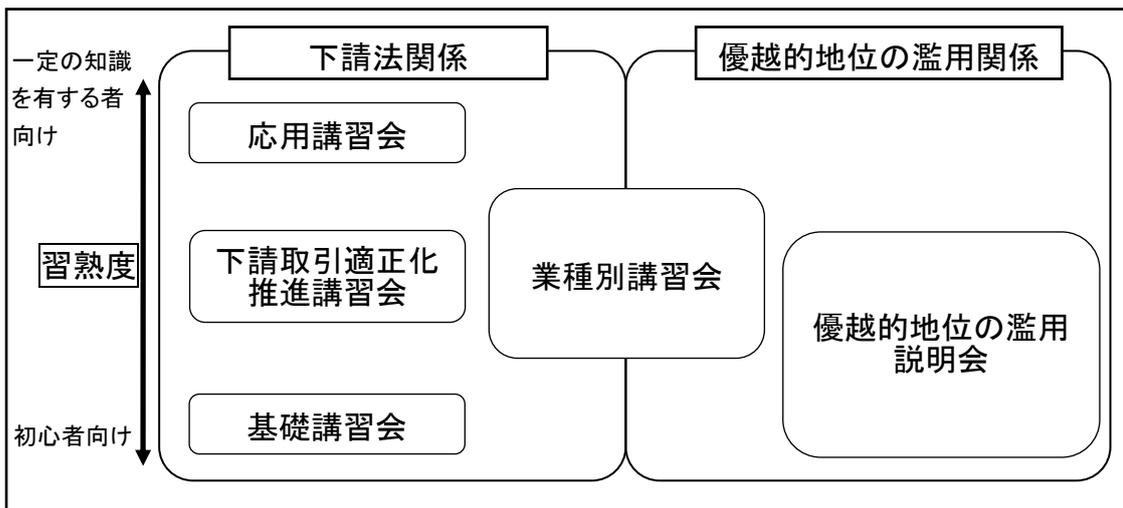
平成23年度においては、合計41回（広告業界向け2回、ソフトウェア業界向け2回、物流事業者と取引のある荷主向け14回、フランチャイザーの本部・経営指導員向け9回、大規模小売業者向け3回、加工食料品卸売業者向け11回）の講習会を実施した。また、前記第1の2（1）のとおり、近年、下請法における卸・小売業者によるプライベートブランド商品等の製造委託に係る勧告事件の件数・割合が大きくなっていることを踏まえ、大規模小売業者向け及び加工食料品卸売業者向け講習会において、プライベートブランド商品等の製造委託に係る下請法上の問題について注意喚起を行った。

(5) 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の説明会の実施

平成22年11月30日に策定・公表した「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を広く周知することにより、優越的地位の濫用行為の未然防止を図る観点から、事業者団体等向けに説明会を実施している。

平成23年度においては、39回の説明会を実施するとともに、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」に関する資料の提供を行った。

(参考) 公正取引委員会が実施する講習会等の体系図



2 下請法等に係る相談・指導

(1) 下請法等に係る相談・指導

公正取引委員会事務総局及び地方事務所等において、年間を通して、下請法及び優越的地位の濫用規制に係る相談を受け付けており、平成23年度において

は9,422件に対応した。

(2) 公取委による中小事業者のための移動相談会の実施

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、公正取引委員会事務局及び地方事務所等の所在する都市に限らず、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法及び優越的地位の濫用規制について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「公取委による中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成23年度においては、全国33か所において当該相談会を実施した。

(3) 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口を活用し、独占禁止法及び下請法に関する相談を受け付けている。

平成23年度においては、全国の商工会議所及び商工会へのパンフレット等の参考資料の配布、相談業務に従事する経営指導員向けの研修会への講師の派遣等を行った。

(4) 東日本大震災に関する相談対応及びQ & Aの公表

東日本大震災に関連して独占禁止法や下請法に関する個別具体的な相談が155件（平成24年3月末時点。）寄せられ、これらに迅速に対応した。また、相談者と同様の状況に直面している事業者に広く情報提供を行うことにより、違反行為の未然防止を図る観点から、東日本大震災に関連して寄せられた主な質問や想定される問題に対する考え方を東日本大震災に関するQ & Aとして取りまとめてホームページ上で公表した。これに併せて個々の相談や違反の疑いに関する申告（情報提供）の窓口を掲載した（東日本大震災に関するQ & Aの内容については、下記リンク先を参照。）。さらに、その後に寄せられた質問等で参考となるものについて、その考え方を取りまとめQ & Aを随時、迅速に追加・更新した。

なお、東日本大震災に関する具体的な指導事件については、別紙2第1の7に掲載している。

<http://www.jftc.go.jp/info/23jishinqa.html>

3 親事業者に対する下請法遵守のための年末要請

特に、年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念される。このため、買ったとき、下請代金の減額、下

請代金の支払遅延、割引困難な手形（長期手形）の交付等の行為が行われることのないよう、公正取引委員会及び経済産業省は、毎年11月に、親事業者及び関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等について、連名の文書をもって要請している。

平成23年度においては、足下で景気の持ち直しの動きが見られるものの、少子化による国内市場の縮小傾向及び新興国の台頭という構造的な課題に加え、東日本大震災による被災、海外景気の下振れや円高、株価の変動等による影響が、下請事業者を始めとして懸念されていることを踏まえ、約3万6千名（親事業者約35,200名及び事業者団体約640団体）に対し、平成23年11月21日に要請した。

4 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の的確な運用に資するため、各地域の下請取引及び大規模小売業者等との取引の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している（平成24年3月末時点における下請取引等改善協力委員は153名）。

平成23年度においては、下請取引等改善協力委員から各地域における下請取引の現状、東日本大震災の影響等について意見聴取を行うとともに、平成23年9月30日に「下請取引等改善協力委員から寄せられた主な意見について」と題して、その概要を公表した（下請取引等改善協力委員から寄せられた主な意見の内容については、下記リンク先を参照。）。

<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/11.september/11093002.pdf>

5 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等から下請法及び優越的地位の濫用規制に関する相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成23年度においては、事業者団体等へ58回派遣するとともに、下請法及び優越的地位の濫用規制に関するパンフレットやDVDなどの資料を提供した。また、優越的地位の濫用規制の概要を紹介する動画をホームページ上に掲載した。

6 優越的地位の濫用規制に関する実態調査等

公正取引委員会は、独占禁止法上問題となる個別の違反行為に対し、厳正に対処しているほか、中小事業者の取引の公正化を図る必要が高い分野について、実態調査等を実施し、普及・啓発等に活用している。

(1) 金融機関と企業との取引慣行に関する調査（平成23年フォローアップ調査）

公正取引委員会は、平成16年に、金融ガイドラインを策定し、金融機関のどのような行為が独占禁止法上問題となるかを明らかにするとともに、違反行為の未然防止の観点から、その普及・啓発を行うなどの取組を行っている。

平成18年の「金融機関と企業との取引慣行に関する調査」から4年以上経過し、その間、リーマンショックや円高の進行といった経済情勢が変化の中で、金融機関と借り手企業との取引がどのような実態にあるかを検証するため、フォローアップ調査を実施し、その結果を公表した（報告書の内容の詳細については、後記リンク先を参照。）。

調査結果によると、金融機関から各種要請を受けたことがあるという借り手企業の回答の割合及び各種要請に対し自らの意思に反して応じたという借り手企業の回答の割合は、いずれも、平成18年の調査に比べて相当程度減少した。

今回の調査において、独占禁止法上直ちに問題となる要請が行われた事例は見受けられなかったものの、借り手企業は、金融機関の意向をおもんばかって要請に応じることが少なくない。このため、金融機関は、借り手企業が要請を断りづらい立場にあることを十分考慮し、各種要請を行うに当たっては、今後の融資等に関し不利な取扱いをされると受け取られないような形で慎重に行う必要があることから、金融機関の団体に対して、金融機関が留意すべき事項の指摘を行い、傘下金融機関への調査結果の周知徹底を要請するとともに、調査対象金融機関に報告書を送付し、借り手企業との取引の適正化に向けた自主的な取組を要請した。

<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/11.june/110615honbun.pdf>

(2) フランチャイズ・チェーン本部との取引に関する調査

公正取引委員会は、昭和58年に、フランチャイズ・ガイドライン（平成14年に改定。）を策定し、本部のどのような行為が独占禁止法上問題となるかを明らかにするとともに、違反行為の未然防止の観点から、その普及・啓発を行うなどの取組を行っている。

フランチャイズ・ガイドラインに記載されている事項を中心に、本部と加盟者との取引実態を把握するため、本部と取引している加盟者が経営しているであろう店舗10,000店に対する実態調査を実施し、その結果を公表した（報告書の内容の詳細については、後記リンク先を参照。）。

調査結果によると、加盟者からの回答の中には、①本部の加盟者募集について、本部が加盟希望者に対して開示した情報の内容や説明が正確性を欠いている又は十分でないことにより、独占禁止法上問題を生じるおそれがある又は取引適正化の観点から留意すべきと考えられる具体的事例が多くみられた。また、②商品の仕入数量、商品の廃棄、商品の販売価格等に関し各種の制限を課す又は新規事業を導入する際に、本部が加盟者に対して行う行為が、独占禁止法上問題となるおそれのある又は取引適正化の観点から留意すべきと考えられる具体的事例が多くみられた。

調査結果を踏まえ、関係団体に対して、今回の調査結果に示された問題点を指摘するとともに、本部が問題点の解消に向けた自主的な取組を行えるよう、

改めてフランチャイズ・ガイドラインの内容を傘下会員に周知徹底するなど、業界における取引適正化に向けた自主的な取組を要請した。その後、本部と加盟者の取引の公正化を推進し、違反行為の未然防止を図る観点からフランチャイズ本部・経営指導員向けの業種別講習会を8都市9会場で実施するなどの取組を行った。

<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/11.july/110707honbun.pdf>

(3) 食料品製造業者と卸売業者との取引に関する実態調査

公正取引委員会は、大規模小売業者による優越的地位の濫用行為に関して積極的かつ厳正な法適用を行うとともに、実態調査を実施するなどしてその未然防止に努めているところである。しかし、優越的地位の濫用として問題となり得る行為については、卸売業者が取引先納入業者である製造業者に対して行っている事例もみられるところであり、また、こうした行為の背景として卸売業者が取引先の大規模小売業者から種々の要請を受け、これに 대응するためにこうした行為を行うなど、大規模小売業者の行為に起因している可能性もある。

このため、卸売業者と大規模小売業者の取引にも着目しつつ、製造業者と卸売業者の取引実態を把握するため、食料品製造業者10,752名及び食料品卸売業者495名を対象に実態調査を実施し、その結果を公表した（報告書の内容の詳細については、後記リンク先を参照。）。

調査結果によると、卸売業者から優越的地位の濫用につながり得る行為を受けていたと考えられる食品製造業者の存在がうかがわれた。また、卸売業者による食料品製造業者に対する優越的地位の濫用につながり得る行為の原因としては、卸売業者が自己の利益確保等のために行っているもののほか、卸売業者が取引先小売業者から要請等を受けて食料品製造業者に不当な要請等を行っている場合があり、大規模小売業者が問題行為のいわば発生源となっている構造の存在がうかがわれた。

調査結果を踏まえ、卸売業者及び大規模小売業者の双方の関係団体に対して、今回の調査結果に示された問題点を指摘するとともに、改めて優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方の内容を傘下会員に周知徹底するなど、業界における取引適正化に向けた自主的な取組を要請した。その後、食料品製造業者と卸売業者の取引及び卸売業者と大規模小売業者の取引の公正化を推進し、違反行為の未然防止を図る観点から、卸売業者及び大規模小売業者向けの業種別講習会を8都市11会場で実施するなどの取組を行った。

<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/11.october/111019hontai.pdf>

(4) 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、平成16年3月8日、「特定荷主が物品の運送又は保管を

委託する場合の特定の不公正な取引方法」(以下「物流特殊指定」という。)を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化を図っている。

平成23年度においては、物流特殊指定の遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するため、物流事業者30,253名に対する書面調査を実施した。また、荷主と物流事業者の取引の公正化を推進し、違反行為の未然防止を図る観点から、物流事業者と取引のある荷主に対する業種別講習会を9都市14会場で実施した。

平成 23 年度における勧告事件

①センコー株式会社に対する件（平成 23 年 4 月 20 日）	
親事業者	センコー株式会社
事業内容	貨物自動車運送事業等
下請取引の内容	貨物の運送又は倉庫における保管
違反行為の概要（期間）	【下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】 「手数料」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成 19 年 10 月～平成 21 年 8 月）。
減額金額	下請事業者 273 名に対し、総額 4358 万 1757 円 【勧告前に返還済み】
備考	中小企業庁長官からの措置請求案件

②生活協同組合連合会コープ中国四国事業連合に対する件（平成 23 年 6 月 29 日）	
親事業者	生活協同組合連合会コープ中国四国事業連合
事業内容	中国・四国地方 9 県に所在する会員たる消費生活協同組合に対する商品の供給事業
下請取引の内容	食料品等の製造
違反行為の概要（期間）	①【下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】 ア 「情報処理料」として電子発注データの記載行数に一定額を乗じて得た額又はファクシミリによる発注書の送信枚数に一定額を乗じて得た額のいずれかに一定額を加えた額を下請代金の額から減じていた。 イ 「チラシ掲載料」として一定額を下請代金の額から減じていた。 (ア、イとも平成 21 年 8 月～平成 23 年 1 月) ②【不当な経済上の利益の提供要請（第 4 条第 2 項第 3 号）】 「割り戻し金」として 1 年間に支払う下請代金の額の合計額に一定率を乗じて得た額を提供させていた（平成 22 年 4 月～平成 22 年 6 月）。
①減額金額	①下請事業者 101 名に対し、総額 1 億 7257 万 5395 円
②利益提供金額	②下請事業者 53 名に対し、総額 2280 万 433 円

③(株)ケーヒンに対する件（平成23年7月26日）	
親事業者	(株)ケーヒン
事業内容	自動車等の部品の製造業
下請取引の内容	自動車等の部品の製造
違反行為の概要（期間）	【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 単価の引下げの合意日前に発注した部品について引下げ後の単価を遡って適用することにより、下請代金の額から引下げ前の単価を適用した額と引下げ後の単価を適用した額との差額を減じていた（平成21年7月～平成22年12月）。
減額金額	下請事業者69名に対し、総額7030万2042円 【勧告前に返還済み】
備考	中小企業庁長官からの措置請求案件

④木下工業(株)に対する件（平成23年9月27日）	
親事業者	木下工業(株)
事業内容	自動車等の部品の製造業
下請取引の内容	自動車等の部品の製造
違反行為の概要（期間）	【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 「口銭」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成22年5月～平成23年4月）。
減額金額	下請事業者12名に対し、総額3223万5317円

⑤郵船ロジスティクス(株)に対する件（平成23年9月27日）	
親事業者	郵船ロジスティクス(株)
事業内容	貨物利用運送事業
下請取引の内容	貨物の運送
違反行為の概要（期間）	【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 「値引き」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成21年11月～平成23年2月）。
減額金額	下請事業者4名に対し、総額1312万573円 【勧告前に返還済み】

⑥王子運送(株)に対する件（平成23年9月30日）	
親事業者	王子運送(株)
事業内容	貨物自動車運送事業等
下請取引の内容	貨物の運送
違反行為の概要（期間）	<p>【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】</p> <p>① 下請代金の額が一定額を超えた場合に「割戻金」として下請代金の額から未収金等の額を除いた額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>② 「事務手数料」として下請代金の額から未収金等の額を除いた額に一定率を乗じて得た額又は一定額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>③ 「金利手数料」として下請代金の額から未収金等の額を除いた額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>（①から③とも平成21年10月～平成22年11月）</p>
減額金額	下請事業者193名に対し、総額5526万4594円 【勧告前に返還済み】

⑦(株)タカキューに対する件（平成23年10月14日）	
親事業者	(株)タカキュー
事業内容	衣料品等の小売業
下請取引の内容	衣料品等の製造
違反行為の概要（期間）	<p>① 【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 「消化促進値引き」として自社の在庫数量に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成21年3月～平成22年2月）。</p> <p>② 【返品（第4条第1項第4号）】 下請事業者の製造した商品を受領した後、販売期間の終了した在庫商品を「一時返品特約」に基づき引き取らせていた（平成21年9月～平成23年3月）。</p> <p>③ 【不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）】 前記②の返品を行うに当たり、送料として金銭を提供させていた（平成21年9月～平成23年3月）。</p>
①減額金額	①下請事業者11名に対し、総額433万6120円 【勧告前に返還済み】
②返品相当金額	②下請事業者14名に対し、総額1億6280万5789円 【勧告前に返品した商品を引取り済み】
③利益提供金額	③下請事業者10名に対し、総額277万2000円

⑧(株)協和に対する件（平成23年12月7日）	
親事業者	(株)協和
事業内容	食料品の卸売業
下請取引の内容	食料品の製造
違反行為の概要（期間）	<p>【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】</p> <p>① 「販促協賛」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成21年12月～平成23年9月）。</p> <p>② 「『特別価格』協賛」として自社の一部の取引先に対する納入数量に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成22年3月～平成23年1月）。</p>
減額金額	下請事業者34名に対し、総額2030万6149円

⑨(株)サンエスに対する件（平成23年12月21日）	
親事業者	(株)サンエス
事業内容	菓子の卸売業
下請取引の内容	菓子の製造
違反行為の概要（期間）	<p>①【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】</p> <p>ア 「本部リベート」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額又は納入数量に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成22年1月～平成23年11月）。</p> <p>イ ファクシミリによる発注に係る費用として発注書面の送信枚数に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成22年1月～平成23年9月）。</p> <p>②【有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）】</p> <p>ア 菓子の製造に必要な包装材料を自社から購入させた場合に、当該包装材料の対価について、当該包装材料を使用して製造した菓子に係る下請代金の支払を行う前に、下請代金の額から控除し、又は支払わせていた。</p> <p>イ 前記アにより下請代金の額から控除し、又は支払わせていた包装材料の対価のうち、菓子の製造中止等により不要となった包装材料の対価に相当する額の一部を負担させていた（平成22年3月～平成23年5月）。</p>
①減額金額	①下請事業者109名に対し、総額4億6332万3216円
②有償支給原材料負担金額	②下請事業者11名に対し、総額249万529円
	【①、②とも勧告前に返還済み】

⑩(株)チヨダに対する件（平成24年1月13日）	
親事業者	(株)チヨダ
事業内容	靴等の小売業
下請取引の内容	靴等の製造
違反行為の概要（期間）	<p>①【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】</p> <p>ア 「歩引」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成21年12月～平成23年1月）。</p> <p>イ 「事務手数料」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額及び一定額を下請代金の額から減じていた（平成21年12月～平成23年1月）。</p> <p>ウ 「コンクール協賛金」として一定額を下請代金の額から減じていた（平成21年12月～平成23年5月）。</p> <p>エ 「MDサークル協賛金」として一定額を下請代金の額から減じていた（平成22年1月～平成23年4月）。</p> <p>②【返品（第4条第1項第4号）】</p> <p>下請事業者の製造した商品を受領した後、自社の店舗を改装若しくは閉店する際又は販売期間が終了した際の在庫商品を引き取らせていた（平成21年12月～平成23年5月）。</p> <p>③【不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）】</p> <p>「広告協賛金」として一定額を提供させていた（平成22年4月～平成23年6月）</p>
①減額金額	①下請事業者20名に対し、総額1億208万9137円 【勧告前に返還済み】
②返品相当金額	②下請事業者18名に対し、総額5046万2930円 【勧告前に返品した商品を引取り済み】
③利益提供金額	③下請事業者3名に対し、総額1936万595円 【勧告前に返還済み】

⑪(株)高山に対する件（平成24年1月18日）	
親事業者	(株)高山
事業内容	菓子の卸売業
下請取引の内容	菓子の製造
違反行為の概要（期間）	【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 ① 「特別条件」等として自社の一部の取引先に対する納入金額に一定率を乗じて得た額又は自社の一部の取引先に対する納入数量に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。 ② 「センターフィ」として自社の一部の取引先に対する納入金額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。 (①, ②とも平成21年11月～平成23年3月)
減額金額	下請事業者35名に対し, 総額2309万492円 【勧告前に返還済み】

⑫(株)イヤサカに対する件（平成24年1月24日）	
親事業者	(株)イヤサカ
事業内容	自動車検査・整備用機械器具の販売業及び修理業
下請取引の内容	自動車検査・整備用機械器具の修理
違反行為の概要（期間）	【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 「値引き」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成21年8月～平成22年8月）。
減額金額	下請事業者97名に対し, 総額3001万8315円
備考	中小企業庁長官からの措置請求案件

⑬はるやま商事(株)に対する件（平成24年1月25日）	
親事業者	はるやま商事(株)
事業内容	衣料品等の小売業
下請取引の内容	衣料品等の製造
違反行為の概要（期間）	<p>①【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】</p> <p>ア 「オンライン基本料」, 「データ提供料」 又は「伝票発行」として一定額等を下請代金の額から減じていた（平成21年12月～平成23年9月）。</p> <p>イ 「超過保管料金」として自社の物流センターへの納品後一定期間を経過した商品の在庫数量に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成21年12月～平成23年9月）。</p> <p>ウ 「マークダウン」として自社の店頭販売価格を引き下げることにした商品の在庫数量に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成21年12月～平成23年3月）。</p> <p>②【返品（第4条第1項第4号）】</p> <p>下請事業者の製造した商品を受領した後, 販売期間が終了し在庫となった季節商品であること, 売行きが悪く在庫となった商品であること等を理由として又は受領後6か月を経過して引き取らせていた（平成21年12月～平成23年7月）。</p>
①減額金額	①下請事業者153名に対し, 総額5948万1436円
②返品相当金額	②下請事業者63名に対し, 総額10億3332万1966円 【勧告前に, 返品した商品の一部（下請事業者26名に対し, 8億4763万9281円相当）を引取り済み。】

⑭株たち吉に対する件（平成24年3月2日）	
親事業者	株たち吉
事業内容	陶磁器等の卸売業及び小売業
下請取引の内容	陶磁器等の製造
違反行為の概要（期間）	<p>①【受領拒否（第4条第1項第1号）】 発注書面に発注数量の全量を受領する期限として記載した「予約期間」の末日を経過しているにもかかわらず、発注数量の一部について、下請事業者の製造した商品の受領を拒んでいる。</p> <p>②【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 ア 「カタログ製作協賛金」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成21年12月～平成24年1月）。 イ 「開発関与料」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成21年12月～平成24年1月）。 ウ 「仕入歩引」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成21年12月～平成23年5月）。</p>
①受領拒否相当金額	①下請事業者26名に対し、総額3846万6752円（平成23年11月末日現在）
②減額金額	②下請事業者34名に対し、総額7670万1096円

⑮八木兵株に対する件（平成24年3月13日）	
親事業者	八木兵株
事業内容	衣料品等の卸売業
下請取引の内容	衣料品等の製造
違反行為の概要（期間）	<p>【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】</p> <p>① 「協賛金」として下請代金の額（後記②の「特別協賛金」として減じた額等を除く。）に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>② 「特別協賛金」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。 （①、②とも平成22年2月～平成23年6月）</p>
減額金額	下請事業者23名に対し、総額6784万7667円

⑩(株)大創産業に対する件（平成24年3月27日）	
親事業者	(株)大創産業
事業内容	日用品等の小売業（100円ショップ「ザ・ダイソー」等をチェーン展開）
下請取引の内容	日用品等の製造
違反行為の概要（期間）	【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 ① 下請代金の支払について、現金により行うこととしている下請事業者に対し、「歩引」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成21年8月～平成22年8月）。 ② 下請代金の支払について、5月及び10月は現金により、その他の月は手形の交付により行うこととしている下請事業者に対し、「歩引」として5月及び10月に支払うべき下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成21年10月及び平成22年5月）。
減額金額	下請事業者178名に対し、総額2億7946万2435円 【勧告前に返還済み】
備考	中小企業庁長官からの措置請求案件

⑪福岡造船(株)に対する件（平成24年3月28日）	
親事業者	福岡造船(株)
事業内容	船舶の製造業
下請取引の内容	船舶の製造又は船舶の設計図若しくは現図の作成
違反行為の概要（期間）	【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 「割引料」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成22年9月～平成23年10月）。
減額金額	下請事業者24名に対し、総額1346万514円

⑫トーハツマリーン(株)に対する件（平成24年3月30日）	
親事業者	トーハツマリーン(株)
事業内容	船外機（小型船舶用取外し式エンジン）等の製造業
下請取引の内容	船外機の部品の製造
違反行為の概要（期間）	【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 引下げ前の単価で発注した部品について引下げ後の単価を適用することにより、下請代金の額から引下げ前の単価を適用した額と引下げ後の単価を適用した額との差額を減じていた（平成22年6月～平成23年7月）。
減額金額	下請事業者14名に対し、総額2928万6066円

* 以上の勧告事件の詳細については、こちらに掲載。
<http://www.jftc.go.jp/sitauke/index.html>

平成 23 年度における主な指導事例

第 1 製造委託等

1 受領拒否（第 4 条第 1 項第 1 号）

業 種 ^(注)	違反行為の概要
業務用機械器具 製造業	エアクリーナーの製造を下請事業者に委託している A 社は、給付の目的物が不要になったことを理由に、下請事業者の給付を受領しなかった。

(注) 「業種」は日本標準産業分類中分類による。以下同じ。

2 下請代金の支払遅延（第 4 条第 1 項第 2 号）

業 種	違反行為の概要
印刷・同関連業	製本を下請事業者に委託している B 社は、下請事業者に対し、「毎月 20 日納品締切、翌月 25 日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから 60 日を超えて下請代金を支払っていた。
電子部品・デバイス・電子回路 製造業	電子部品の製造を下請事業者に委託している C 社は、下請事業者に対し、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
木材・木製品製 造業	包装用の段ボールの製造を下請事業者に委託している D 社は、下請事業者に対し、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

3 下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）

業 種	違反行為の概要
繊維工業	衣料品等の製造を下請事業者に委託している E 社は、下請事業者に対し、「歩引」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
飲食料品卸売業	菓子の製造を下請事業者に委託している F 社は、下請事業者に対し、自社の得意先から賞味期限切れを理由に返品扱いとして納入代金が減額されることから、その減額分の一部を下請事業者に負担させるため、返品扱いとした商品に係る下請代金の額を減じていた。

業 種	違反行為の概要
家具・装備品製造業	家具部品の製造を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者に対し、「割戻額」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。 また、G社は、下請事業者に対し、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していたが、自社が実際に負担した振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。

4 返品（第4条第1項第4号）

業 種	違反行為の概要
その他の卸売業	土産品等の製造を下請事業者に委託しているH社は、商品の売れ残りに起因する賞味期限切れ等を理由に、下請事業者の納入後に返品をしていた。
ゴム製品製造業	自動車用ゴム等の製造を下請事業者に委託しているI社は、受入検査を行っていないにもかかわらず、下請事業者の納入後に不良品を発見したとして返品をしていた。

5 買ったたき（第4条第1項第5号）

業 種	違反行為の概要
情報通信機械器具製造業	機械部品の製造を下請事業者に委託しているJ社は、原材料価格等が高騰しているにもかかわらず、下請事業者と十分な協議を行わず、一方的に従来どおりに単価を据え置いて、下請代金の額を定めていた。
生産用機械器具製造業	機械部品の加工等を下請事業者に委託しているK社は、下請代金の額を定めずに部品を発注し、納品された後に下請事業者と十分な協議をすることなく、下請事業者の見積価格を下回る単価で下請代金の額を定めていた。

6 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

業 種	違反行為の概要
その他の生活関連サービス業	引出物等の製造等を下請事業者に委託しているL社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社が開催するディナーショーのチケットを購入させていた。
飲食料品卸売業	食料品等の製造を下請事業者に委託しているM社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社商品を購入させていた。

7 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号） ※東日本大震災関連

業種	違反行為の概要
電気機械器具製造業	自動車用部品等の製造を下請事業者へ委託しているN社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、東日本大震災の影響により下請事業者の製造が停止し、当該原材料を用いた物品が納品されていないにもかかわらず、当該原材料の対価を当該下請事業者が既に納品済みの物品に係る下請代金の額から控除していた。

8 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

業種	違反行為の概要
生産用機械器具製造業	機械部品の製造を下請事業者へ委託しているO社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える（150日）手形を交付していた。
繊維・衣服等卸売業	タオル製品の製造等を下請事業者へ委託しているP社は、下請事業者に対し、手形期間が90日（繊維業において認められる手形期間）を超える（120日）手形を交付していた。

9 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

業種	違反行為の概要
プラスチック製品製造業	自動車用プラスチック部品の製造を下請事業者へ委託しているQ社は、下請事業者に対し、自社が所有する金型を貸与しているところ、当該自動車用プラスチック部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型を保管させていた。
各種商品小売業	食料品等の製造を下請事業者へ委託しているR社は、下請事業者に対し、下請事業者が人員を派遣することで当該下請事業者の利益がどれだけ見込めるか明らかにすることなく、自社の店舗における陳列及び販売業務を行わせるために、人員を派遣させていた。

10 不当な給付内容の変更・不当なやり直し（第4条第2項第4号）

業種	違反行為の概要
機械器具卸売業	金属の加工等を下請事業者へ委託しているS社は、下請事業者に対し、自社の都合により発注内容を変更したにもかかわらず、それによって生じた費用を負担させていた。

第2 役務委託等

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

業種	違反行為の概要
広告業	デザイン等の作成を下請事業者に委託しているa社は、下請事業者に対し、「毎月末日納品締切、翌々月末日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を超えて下請代金を支払っていた。
映像・音声・文字情報制作業	雑誌に掲載するデザインの作成を下請事業者に委託しているb社は、下請事業者に対し、雑誌の発行日を起算とする支払制度を採っているため、下請事業者の給付の受領日と雑誌発行日との間隔が開くことにより、下請事業者の給付を受領してから60日を超えて下請代金を支払っていた。
技術サービス業	測量業務等を下請事業者に委託しているc社は、下請事業者に対し、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

業種	違反行為の概要
その他の生活関連サービス業	旅行者等に提供する海外における現地手配業務を下請事業者に委託しているd社は、下請事業者に対し、「販売促進費」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
運輸に附帯するサービス業	港湾運送等を下請事業者に委託しているe社は、下請事業者に対し、「協力金」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額又は一定額を下請代金の額から減じていた。
道路貨物運送業	物品の運送を下請事業者に委託しているf社は、下請事業者に対し、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していたが、自社が実際に負担した振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。

3 買いたたき（第4条第1項第5号）

業種	違反行為の概要
広告業	広告の制作を下請事業者に委託しているg社は、下請事業者に見積りをさせた時点より納期を短縮したにもかかわらず、下請代金の額の見直しをせず、一方的に当初の見積価格により下請代金の額を定めていた。

業 種	違反行為の概要
情報サービス業	システム開発を下請事業者に委託しているh社は、下請事業者に見積りをさせた時点より発注内容が増えたにもかかわらず、下請代金の額の見直しをせず、一方的に当初の見積価格により下請代金の額を定めていた。

4 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

業 種	違反行為の概要
道路貨物運送業	貨物の運送を下請事業者に委託しているi社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社が販売する食料品を購入させていた。

5 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

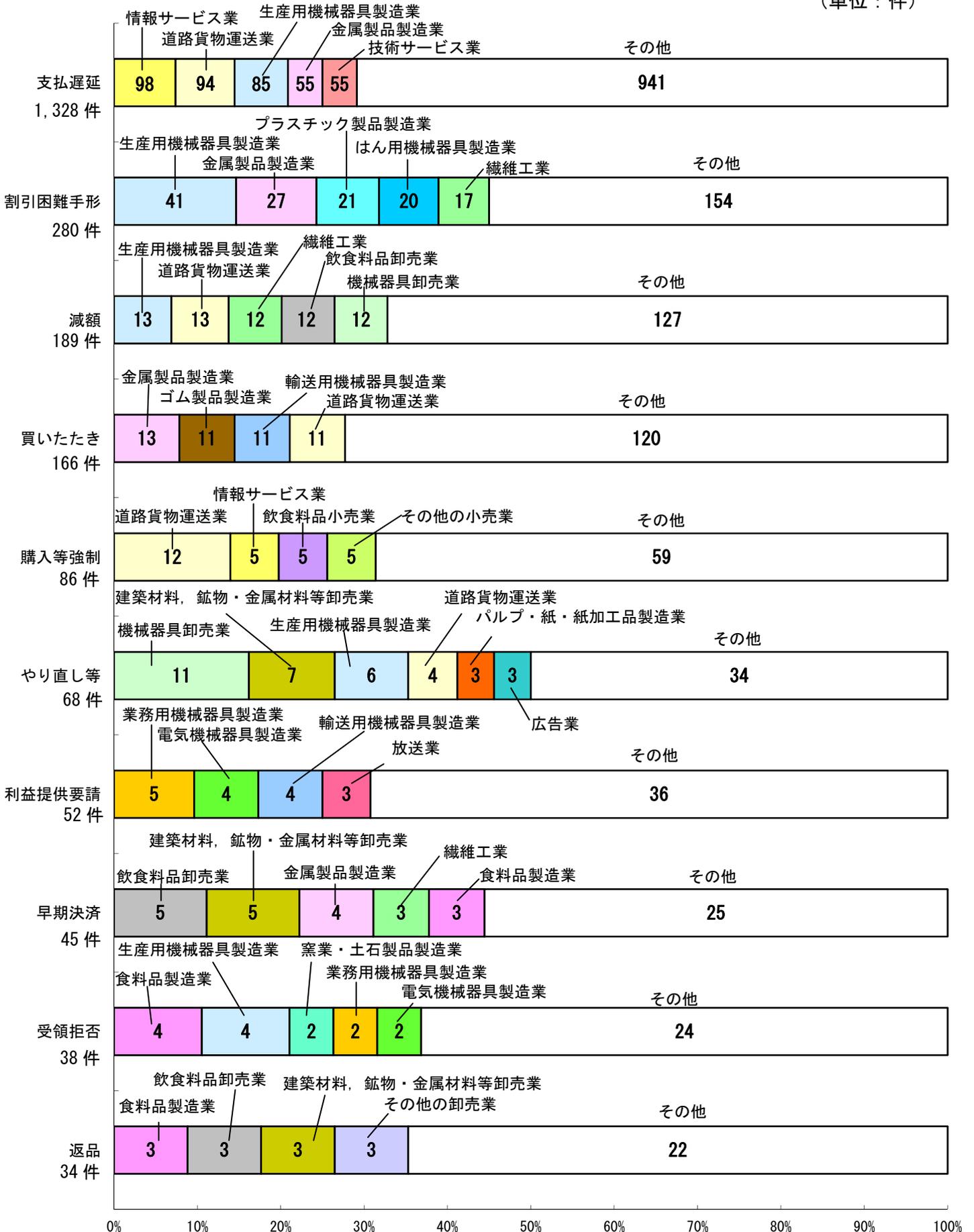
業 種	違反行為の概要
道路貨物運送業	貨物の運送を下請事業者に委託しているj社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える（125日）手形を交付していた。

6 不当な給付内容の変更・不当なやり直し（第4条第2項第4号）

業 種	違反行為の概要
道路貨物運送業	貨物の運送を下請事業者に委託しているk社は、下請事業者に対し、発注元から発注が取り消されたことを理由に発注を取り消したにもかかわらず、それによって生じた費用を負担させていた。

図1 行為類型別の実体規定違反（2,286件）の業種別件数

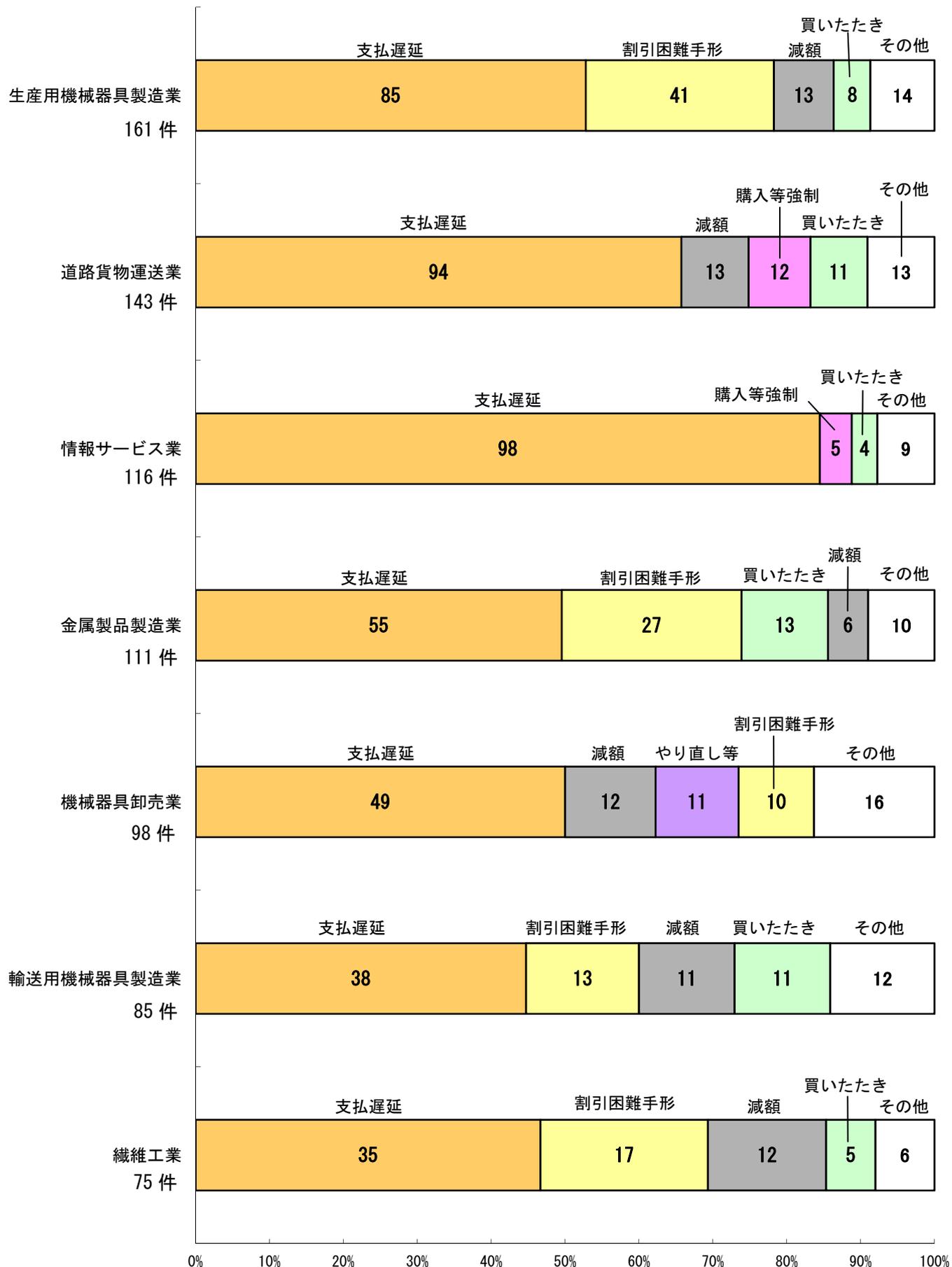
（単位：件）



（注）「その他」は、各類型別に記載している業種以外の業種の件数を合計したものである。

図2 実体規定違反の多い業種における実体規定違反の行為類型別件数

(単位：件)



(注)「その他」は、各業種別に記載している違反行為類型以外の違反行為類型の件数を合計したものである。

下請法違反勧告事件一覧(平成16年4月1日以降)

累計	年度-No.	関係人	分野	勧告年月日	違反内容	下請代金の減額		その他	
						対象下請事業者数(名)	減額金額(円)	対象下請事業者数(名)	金額(円)
1	16- 1	富士製紙(株)	製造	H16.9.28	減額(協力金)	15	24,599,623		
2	16- 2	曙ブレーキ工業(株)	製造	H16.12.7	減額(遡及適用, 一時金等)	44	84,184,684		
3	16- 3	日本ハイパックス(株)	製造	H16.12.22	減額(金利引)	99	19,363,262		
4	16- 4	橋本フォーミング工業(株)	製造	H17.1.27	減額(遡及適用)	17	6,109,374		
5	17- 1	日本電産パワーモータ(株)	製造	H17.5.25	減額(協力金, 金利引)	95	24,598,792		
6	17- 2	(株)高見沢サイバネティックス	製造	H17.6.23	減額(協力金)	27	32,556,708		
7	17- 3	(株)ナフコ	製造	H17.6.30	減額(協賛金, 割戻し)	169	155,853,010		
8	17- 4	竹田印刷(株)	情報	H17.9.21	減額(事務手数料)	74	13,841,079		
9	17- 5	カシオ計算機(株)	製造	H17.9.22	減額(協賛金)	32	87,147,535		
10	17- 6	(株)アルファ	製造	H17.12.26	減額(歩引)	291	90,808,820		
11	17- 7	福山通運(株)	役務	H17.12.28	減額(協力費)	130	208,747,212		
12	17- 8	九州西武運輸(株)	役務	H18.3.2	減額(値引, 金利引)	130	17,299,224		
13	17- 9	鴻池運輸(株)	役務	H18.3.23	減額(値引, 協力金等)	84	49,383,486		
14	17- 10	(株)大伸社	情報 製造	H18.3.23	減額(金利引)	128	20,776,496		
15	18- 1	(株)レイメイ藤井	製造	H18.4.4	減額(協賛金)	64	20,929,831		
16	18- 2	(株)ルシアン	製造	H18.6.30	減額(歩引)	74	17,102,860		
17	18- 3	東陶メンテナンス(株)	修理	H18.7.4	減額(管理料)	315	92,229,817		
18	18- 4	(株)安川電機	製造	H18.7.26	減額(一括値引等, 遡及適用)	48	41,725,554		
19	18- 5	イズミヤ(株)	製造	H18.10.27	減額(割戻金等)	40	19,526,410		
20	18- 6	(株)セガ	製造	H18.11.15	減額(遡及適用)	15	21,719,096		
21	18- 7	一宮運輸(株)	役務	H18.11.16	減額(協力金)	49	19,872,107		
22	18- 8	(株)DNPロジスティクス	役務	H18.12.15	減額(管理料等, 金利引)	54	59,456,401		
23	18- 9	和歌山日野自動車(株)	製造 修理	H19.2.20	減額(協力値引)	10	18,162,410		
24	18- 10	(株)ジャパンファーム	製造	H19.3.28	減額(値引)	6	15,927,557		
25	18- 11	(株)バンテック首都圏ロジ	役務	H19.3.30	減額(値引等)	21	31,075,791		
26	19- 1	東芝ライテック(株)【措置請求】	製造 役務	H19.4.6	減額(値引)	13	36,593,760		
27	19- 2	マルハ(株)	製造	H19.6.13	減額(割戻金)	9	100,141,407		
28	19- 3	(株)ライフサポート・エガワ	役務	H19.6.22	減額(値引)	58	23,320,452		
29	19- 4	札幌通運(株)	役務	H19.9.28	減額(値引, 手数料)	63	36,398,034		
30	19- 5	丸全昭和運輸(株)	役務	H19.10.2	減額(値引等)	101	53,034,888		
31	19- 6	(株)ホーチキメンテナンスセンター	役務	H19.12.6	減額(出精値引), 買ったたき	20	215,515,911		
32	19- 7	昭和冷蔵(株)	役務	H19.12.17	減額(値引等)	7	42,547,476		
33	19- 8	東京アート(株)	製造 情報	H19.12.18	減額(歩引)	121	44,627,636		
34	19- 9	近畿日産ディーゼル(株)	製造 修理	H20.1.18	減額(値引)	98	98,947,267		
35	19- 10	第一貨物(株)	役務	H20.3.26	減額(割戻し, 値引等)	344	117,236,276		
36	19- 11	(株)平河工業社	製造	H20.3.27	減額(協力値引等)	48	27,637,006		
37	19- 12	三菱電機ロジスティクス(株)	役務	H20.3.28	減額(値引等)	21	157,919,405		
38	19- 13	濃飛西濃運輸(株)	役務	H20.3.28	減額(単価修正等, 端数処理)	159	33,419,511		

累計	年度-No.	関係人	分野	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他	
						対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
39	20- 1	㈱松風屋	製造	H20.4.2	減額(仕入歩引等)	156	69,241,789		
40	20- 2	㈱ミカド【措置請求】	製造	H20.4.9	減額(販売協力金等)	39	39,954,238		
41	20- 3	九州産交運輸㈱	役務	H20.4.17	購入強制(注3)			241	24,691,440
42	20- 4	㈱井関松山製造所	製造	H20.5.16	減額(コストダウン協力金)	52	1,022,475,040		
		㈱井関熊本製造所				14	69,226,983		
		㈱井関新潟製造所				1	525,000		
43	20- 5	㈱ニトリ	製造	H20.6.17	減額(割戻金)	71	329,456,054		
44	20- 6	マツダ㈱	製造	H20.6.27	減額(遡及値引)	58	778,639,485		
45	20- 7	ユニット㈱	製造 情報	H20.10.29	減額(分引)	37	41,551,505		
46	20- 8	㈱エーワンパッケージ	製造	H20.11.6	減額(協力値引等, 振込手数料)	34	11,037,999		
47	20- 9	西日本車体工業㈱【措置請求】	製造	H20.12.11	減額(一括値引)	6	13,587,634		
48	20- 10	クミ化成㈱	製造	H20.12.18	減額(一時金)	30	28,776,923		
49	20- 11	㈱アクタス	製造	H20.12.25	減額(協賛金)	31	19,301,887		
50	20- 12	マドラス㈱【措置請求】	製造 修理	H21.2.2	減額(物流及び情報システム使用料)	68	27,681,545		
51	20- 13	フットワークエクスプレス㈱	役務	H21.2.5	減額(手数料)	670	518,107,572		
52	20- 14	㈱阪急阪神百貨店	製造	H21.2.25	減額(物品販売取止めに伴う代金削減)	11	111,724,032		
53	20- 15	㈱アサヒペン【措置請求】	製造	H21.3.25	減額(割引料)	53	41,387,392		
54	21- 1	㈱ゼロ	役務 修理	H21.4.16	減額(原価低減等)	28	33,477,511		
55	21- 2	㈱ダイゾー【措置請求】	製造	H21.4.21	減額(販売奨励金等)	5	76,260,558		
56	21- 3	㈱マルハニチロ食品	製造	H21.4.24	減額(協賛金等) 不当な経済上の利益の提供要請(販売 対策協力金等)(注4)	19	19,668,979	22	17,095,550
57	21- 4	㈱不二工機	製造	H21.6.23	減額(原価低減)	3	13,127,565		
58	21- 5	東光商事㈱	製造	H21.6.24	減額(歩引き)	104	24,161,351		
59	21- 6	ニチュ物流㈱	役務	H21.6.30	減額(取扱手数料)	6	16,737,291		
60	21- 7	市田㈱	製造	H21.8.6	減額(仕入値引等, 金利引)	92	56,866,934		
61	21- 8	㈱大仙	製造 情報 役務	H21.8.7	減額(値引)	71	21,294,627		
62	21- 9	㈱キング	製造	H21.10.21	減額(歩引)	69	25,556,089		
63	21- 10	㈱アスコ	情報 製造	H21.12.15	減額(決算協力値引き等, 金利引)	27	10,995,429		
64	21- 11	コイズミ物流㈱【措置請求】	役務	H22.1.27	減額(取扱手数料)	30	37,151,656		
65	21- 12	諸星運輸㈱	役務	H22.1.27	減額(値引き等)	3	17,832,868		
66	21- 13	丸眞㈱	製造	H22.1.29	減額(歩引, 金利引)	15	17,934,880		
67	21- 14	㈱とりせん	製造	H22.2.2	減額(仕入割戻金等)	32	10,666,388		
68	21- 15	ルビコンエンジニアリング㈱	製造	H22.3.24	減額(協力値引き等)	27	10,867,771		
69	22- 1	日産サービスセンター㈱【措置請求】	役務 修理	H22.4.16	減額(レス等)	35	23,653,822		
70	22- 2	日本エース㈱	製造	H22.4.21	減額(支払加工料値引)	47	13,259,887		
71	22- 3	㈱ハンズマン	製造	H22.4.22	減額(早期決済奨励金等)	14	10,249,880		
72	22- 4	㈱ユニオン	製造	H22.9.27	減額(歩引)	125	32,330,891		
73	22- 5	㈱ハニーズ【措置請求】	製造	H22.9.28	減額(各店商品振分け等)	115	136,182,776		
74	22- 6	㈱エスエスケイ	製造 修理	H22.9.28	減額(支払歩引き)	24	12,720,493		
75	22- 7	トステムビバ㈱	製造	H22.10.21	減額(定時割戻し等)	51	51,839,842		
76	22- 8	ドギーマンハヤシ㈱【措置請求】	製造	H22.11.29	減額(販売協力金等)	12	31,374,686		
77	22- 9	タキヒヨー㈱【措置請求】	製造	H23.1.11	減額(歩引)	131	83,956,812		

累計	年度-No.	関係人	分野	報告年月日	違反内容	下請代金の減額		その他	
						対象下請事業者数(名)	減額金額(円)	対象下請事業者数(名)	金額(円)
78	22- 10	いすゞ自動車中国四国(株)	修理 製造 役務	H23.1.21	減額(レス等)	72	73,221,775		
79	22- 11	(株)キタムラ	製造	H23.1.27	減額(値引き)	6	17,324,960		
80	22- 12	旭食品(株)	製造	H23.3.16	不当な経済上の利益の提供要請(PB特別ご協賛等)(注4)			59	41,752,429
81	22- 13	(株)プレステージ・インターナショナル	役務	H23.3.18	減額(協会会費)	503	236,236,471		
82	22- 14	(株)マックハウス	製造	H23.3.29	減額(歩引き等) 返品(返品再納品)(注5)	5	57,577,265	3	139,856,353
83	22- 15	(株)西鉄ストア	製造	H23.3.30	減額(商品割戻し等)	22	53,696,850		
84	23- 1	センコー(株)【措置請求】	役務	H23.4.20	減額(手数料)	273	43,581,757		
85	23- 2	生活協同組合連合会コープ中国四国事業連合	製造	H23.6.29	減額(情報処理料等), 不当な経済上の利益の提供要請(割戻し金)	101	172,575,395	53	22,800,433
86	23- 3	(株)ケーヒン【措置請求】	製造	H23.7.26	減額(遡及適用)	69	70,302,042		
87	23- 4	木下工業(株)	製造	H23.9.27	減額(口銭)	12	32,235,317		
88	23- 5	郵船ロジスティクス(株)	役務	H23.9.27	減額(値引き)	4	13,120,573		
89	23- 6	王子運送(株)	役務	H23.9.30	減額(割戻金等)	193	55,264,594		
90	23- 7	(株)タカキュー	製造	H23.10.14	減額(消化促進値引き) 返品(一時返品特約)(注5)上段 不当な経済上の利益の提供要請(返品送料)(注4)下段	11	4,336,120	14	162,805,789
								10	2,772,000
91	23- 8	(株)協和	製造	H23.12.7	減額(販促協賛等)	34	20,306,149		
92	23- 9	(株)サンエス	製造	H23.12.21	減額(本部レポート等) 有償支給原材料等の対価の早期決済(注6)	109	463,323,216	11	2,490,529
93	23- 10	(株)チヨダ	製造	H24.1.13	減額(歩引, 事務手数料等) 返品(注5)上段 不当な経済上の利益の提供要請(広告協賛金)(注4)下段	20	102,089,137	18	50,462,930
								3	19,360,595
94	23- 11	(株)高山	製造	H24.1.18	減額(特別条件, センターフィ等)	35	23,090,492		
95	23- 12	(株)イヤサカ【措置請求】	修理	H24.1.24	減額(値引き)	97	30,018,315		
96	23- 13	はるやま商事(株)	製造	H24.1.25	減額(オンライン基本料, 超過保管料金等) 返品(注5)	153	59,481,436	63	1,033,321,966
97	23- 14	(株)たち吉	製造	H24.3.2	受領拒否(注7) 減額(カタログ製作協賛金, 仕入歩引等)	34	76,701,096	26	38,466,752
98	23- 15	八木兵(株)	製造	H24.3.13	減額(協賛金等)	23	67,847,667		
99	23- 16	(株)大創産業【措置請求】	製造	H24.3.27	減額(歩引)	178	279,462,435		
100	23- 17	福岡造船(株)	製造	H24.3.28	減額(割引料)	24	13,460,514		
101	23- 18	トーハツマリン(株)	製造	H24.3.30	減額(遡及適用等)	14	29,286,066		
102	24- 1	(株)コナカ【措置請求】	製造	H24.4.24	減額(値引き)	10	30,736,907		
103	24- 2	(株)ブルーベル	製造	H24.4.27	減額(歩引き)	49	54,473,654		
104	24- 3	(株)マーナ	製造	H24.5.11	減額(事務手数料等)	16	22,887,807		

(注1) 違反に係る下請取引が複数分野ある案件では、「分野」欄の上段にあるものが、違反行為を主として行った委託取引である。

(注2) 「関係人」欄中「【措置請求】」の記載のあるものは、中小企業庁長官から措置請求があった事案である。

(注3) 購入強制事件の「その他」欄の「金額」欄には、下請事業者に購入させた額を記載した。

(注4) 不当な経済上の利益提供要請事件の「その他」欄の「金額」欄には、下請事業者に提供させた額を記載した。

(注5) 返品事件の「その他」欄の「金額」欄には、下請事業者に返品した商品に係る下請代金相当額を記載した。

(注6) 有償支給原材料等の対価の早期決済事件の「その他」欄の「金額」欄には、下請事業者に負担させた額を記載した。

(注7) 受領拒否事件の「その他」欄の「金額」欄には、受領拒否した商品に係る下請代金相当額を記載した。